

中央会の共済制度 ～ご加入のおすすめ～

千葉県中小企業団体中央会では、次のような共済を扱っております。これらの制度は、いざというときの「安心」をお届けします。

三井生命保険の共済制度

■ 特定退職金共済

- 月々わずかな掛金で従業員の退職金を保証するものです。
- 掛金のご負担は全額事業主負担となりますが、従業員1人あたり月額30,000円まで損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。
- 退職金は退職者の希望により、年金か一時金のどちらかで受け取っていただけます。
- 死亡退職金については、プラス α が加算される等、退職金制度として魅力あるものとなっています。
- この制度の退職金・給付金は加入者である従業員に直接支払われます。

■ オーナーズプラン

- 経営者の多様なニーズにお応えするために、次のようなプランを取り揃えております。

I 型：Aタイプ（積立保険型）：3年ごと利差配当付 **利率変動型新積立保険**

～大型保障と、資金の積立機能を備え、企業の発展に合わせて見直しも可能なプラン～

- 【特長】
1. 万一の場合の大型保障で、事業保全資金・死亡退職金・弔慰金の財源を確保できます。
 2. 新積立保険の機能を活用し、ご勇退時の退職慰労金の財源を計画的に準備できます。
 3. ご加入後も、保障内容や払込保険料を見直すことができます。
 4. 保障（定期保険特約2007等）部分の保険料は、損金処理が可能です。
 5. 3大疾病や特定要介護状態（180日継続）等で所定の状態になった場合の生前給付保障も準備できます。

Bタイプ（終身保険型）：5年ごと利差配当付 **終身保険**

～一生涯安心の終身保障プラン～

- 【特長】
1. 終身にわたり、万一の場合を保障します。
 2. ご勇退時に、解約戻金を退職慰労金の財源として活用できます。
 3. 所定の3大疾病や所定の特定要介護状態（180日継続）等で所定の障害状態になった場合の生前給付保障も準備できます。

II 型（医療保険型）：無配当 **新医療保険2007** ～医療保障を重視するプラン～

- 【特長】
1. 短期入院から長期入院までの安心の医療保険です。
 2. ストレス性疾病や生活習慣病を重点保障する特約などあなたに合った保障をプラスできます。
 3. 一生涯保障の「終身型」と加入時の保険料が割安な「有期型」から選択可能です。

III 型（養老保険型）：5年ごと利差配当付 **養老保険**

～退職金の財源に重点を置き、さらに保障を備えたプラン～

- 【特長】
1. 万一の場合、保険金をお支払いします。保険金額は常に同額です。
 2. 満期時には、満期保険金をお支払いしますので、退職慰労金等に充てられます。

IV 型（定期保険型）：無配当 **低解約戻金型定期保険**

～保障準備と将来の計画的な資産づくりにバランスの良い定期保険プラン～

- 【特長】
1. 保険期間中、経営者が万一の場合の大型保障で、企業を守ります。
 2. 保険期間中、解約戻金を生存退職金の財源として活用できます。
 3. 保険料払込期間の短期払を選択すると、払込完了後の解約戻金が多くなります。
 4. ご加入後保険料のお支払いを中止し、その後も保障が続く払済終身保険に変更できます。

IV型（定期保険型）：無配当 定期保険

～計画的な保障準備と資産準備にご活用いただけるプラン～

- 【特長】
1. 保険期間中、経営者が万一の場合の大型保障で、企業を守ります。
 2. 保険期間中、解約返戻金を生存退職金の財源として活用できます。
 3. 保険料払込期間の短期払を選択すると、短期集中払込みで将来の資産づくりができます。
 4. 保険期間は、勇退時期等に合わせて、最長98歳まで設定できます。

◎三井生命保険株式会社 千葉支社：Tel.043-225-7389 船橋支社：Tel.047-434-9075 柏支社：Tel.04-7164-6457

三井住友海上火災保険の共済制度

■団体傷害保険

- 会員事業所の従業員が業務上または通勤途上の災害を被った場合にお役に立つ「普通傷害保険」に約46%割引の有利なご契約でご加入いただけます。
- 政府労災保険の認定を待たずに保険金をお支払いいたします。
- 従業員の福利厚生のお役にたちます。

■労災保険

- 会員事業所の従業員が業務上または通勤途上の災害を被った場合にお役に立つ「労働災害総合保険」に55%割引の有利な団体契約でご加入いただけます。

■団体自動車保険

- 会員事業所の業務用自動車はもとより、役員・従業員の皆さまのマイカーも加入できます。
- 保険料を現金でご用意いただく必要はありません。（保険料はご指定の預金口座からの引落となりますので、保険料をご用意・お支払いいただく手間がかかりません。）
- 会員ならではのメリットは掛金が約5%の割引きでご加入いただけます。
- ご加入受付は随時承っております。

◎三井住友海上火災保険株式会社 千葉支店 千葉第一支社 Tel.043-225-2716

中小企業基盤整備機構の共済制度

■経営セーフティ（中小企業倒産防止）共済

- 取引先が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高3,200万円*）で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられます。取引先の倒産に伴う連鎖倒産を防止するための共済制度です。

*平成22年度税制改正大綱で、貸付限度額が8,000万円に引き上げられる等、制度の見直しが行われる予定です。

- 本制度に加入後6ヶ月以上を経過して、取引先が倒産し（夜逃げ、内整理等は含まれません）、これに伴い売掛金債権及び前渡金返還請求権について回収困難となった場合に、共済金貸付が受けられます。なお、貸付の請求ができる期間は倒産発生日から6ヶ月以内です。
- 共済金の貸付は無担保・無保証人です。ただし、共済金の貸付を受けられますと貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。
- 掛金は税法上経費または損金に算入できます。
- 一時貸付金制度も利用できます。

◎独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-5541-7171

◎ご契約の際には必ず「ご契約のしおり・約款」等をご覧ください。

詳細については各保険会社、中小企業基盤整備機構あるいは、本会商業連携支援部共済担当（Tel.043-306-3284）までお問い合わせください。